

はじめに

新指導要領と「持続可能性」

小中学校に続き、高等学校でも新指導要領が告示され、中長期的な新しい時代の学びの方向性が示されました。教育内容の主な改善事項の中では、各教科等での「言語活動の充実」や「道徳教育・理数教育・体験活動の充実」、「キャリア教育」の明記、英語による授業等々、様々な視点が示される中、これからの時代のキーワードとして繰り返し使用されているながら、その理解が必ずしも十分ではないのが、この「持続可能性」という言葉です。

ここでは、この言葉がなぜ新指導要領に盛り込まれたのか、どのように明示されているのか、その歴史的な背景も含めて、「持続可能性」のための教育の実像と展開のヒントに迫っていきます。

I 歴史的な背景

● 言葉の誕生の背景

もう一つの「1984」年

【ブルントラント委員会】

一般的に、社会的公正の実現や自然環境との共生を重視した新しい開発のあり方を「持続可能な開発」と呼びます。この言葉が国際社会に最初に登場したのが1984年、と言っても話題の小説ではありませんが、その年に国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」（委員長が後にノルウェーの首相となったブルントラント女史であったことから、その名前をとってブルントラント委員会とも呼ばれた。）でのことです。

この委員会の設置の経緯は、1982年に開催された国連環境計画（UNEP）管理理事会特別会合（ナイロビ会議）において、日本政府が特別委員会（21世紀における地球環境の理想の模索とその実現に向けた戦略策定）の設置を提案し、これを受けて、国連総会で承認されたものです。

1987年までの約4年間で合計8回の会合が開かれ、その後にもまとめられた報告書“*Our Common Future*”（『我ら共有の未来』邦題『地球の未来を守るために』）では、環境保全と開発の関係について次のように定義されました。

「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」

これが「持続可能な開発」の定義となっています。

【テサロニキ宣言】

その後、1997年、ギリシアのテサロニキにおいて、ユネスコとギリシア政府により「環境と社会に関する国際会議（持続可能性のための教育とパブリックアウェアネス）」が開催されました。そこでの報告の中で、「持続可能性のための教育は、持続可能な未来を達成するための手段として考えられ、人口、貧困、環境劣化、民主主義、人権と平和、開発と相互依存などの概念に関係して、統合するようなものとして捉えられた」とし、「環境教育を『環境と持続可能性のための教育』と表現してもかまわない」としました。

【リオサミット】

さらに、その後、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において、持続可能な開発についての国際行動計画「アジェンダ21」が採択され、この中で、「持続可能な開発のための教育」（＝ESD・・・ESDとは、具体的には、地球の持続可能性にかかわるすべての課題、すなわち、開発・貧困・資源・人口・ジェンダー・保健衛生・平和・人権なども包含した総合的な教育の概念です。英語では、Education for Sustainable Development（頭文字をとってESD）です）の重要性が明示されました。

【ヨハネスブルグサミット】

こうした中で、国連教育科学文化機関（ユネスコ）が中心となり、この教育の在り方についての検討が進められました。その後、2002年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）の実施計画の策定の過程の中で、日本が国内のNPOからの提言を受けて、「持続可能な開発のための教育の10年」（ESDの10年）を提案し、2002年の第57回国連総会に、2005年からの10年間を国連・持続可能な開発のための10年（国連ESDの10年）とする旨の決議書を提案し、採択されました。

この国際連合決議により、ESDの10年の推進機関として指定されたユネスコにより、国際実施計画が策定、2005年9月に承認され、その後、各国政府に対して国内教育戦略にESDを盛り込むように要請され、お膝元の日本でも、このESDを教育政策の中に盛り込むこと（具体的には、新指導要領への明示など）へと繋がってきたわけです。

こうして、今、この言葉が新しい教育、新しい学びの重要なキーワードとなり、新学習指導要領に明記され、学校教育の中でこれまで大きな目標を示す言葉であった「生きる力」を実現させる教育活動を進める上で、重要な探究活動の視点等として大きな存在感を増しているのです。

● 法的な背景

このESDの総合的な推進を図るため、ESDの10年関係省庁連絡会議が内閣に設置され、外務省、文部科学省、環境省等11省が参加し、「持続可能性」を教育・学習の目標や内容に盛り込むことが推進されてきました。

法的には、地球温暖化や廃棄物問題、身近な自然環境の破壊など、環境問題を解決し、持続可能な社会を形成するために、多様な主体が環境保全活動に取り組むことの重要性を踏まえて、持続可能な社会づくりの基盤となるように「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律＝環境保全活動・環境教育推進法」が2003年7月議員立法により制定されました。この法律に基づき策定された基本方針の中には、さらに詳しく「持続可能性」の概念が明記されています。また、同法に基づき、各地方公共団体において、環境教育に関する基本方針（私は、三重県において、この基本方針の策定の事務担当の業務を担当しました。）が策定されました。

そして、2006年に改正された教育基本法においても、教育の目標の中に「環境の保全に寄与する態度」が明記されました。さらに、教育基本法17条に定められた教育振興基本計画（2008年）においても、持続可能な発展がこの国の教育の重要な理念の一つとして位置付けられ、今後5年間に推進すべき施策としてESDの推進が明記され、持続可能な社会の構築の理念が教育の重要な柱として具体的に明示されました。（後述、[参考](#)参照）

これらを受けて、小中高等学校の指導要領とその解説の中に明記されていきました。

「持続可能性」の言葉にはこうした法的な背景があります。

【参考】 教育振興基本計画より引用

これからの変化の激しい社会においては、学校教育段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが一層重要になる。一人一人が、より良く生きるための意欲と力を生涯にわたって鍛え、豊かなものにしていかなければならない。

そのために必要な力として、これまで初等中等教育に関して「生きる力」を掲げてきた。また、高等教育については、「課題探求能力」の育成などが課題とされてきている。（中略）

また、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）においては、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（「持続発展教育／Education for Sustainable Development（ESD）」＝「持続可能な開発のための教育」を指す。2002年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」において、我が国は「持続可能な開発のための教育の10年」（以下、「ESDの10年」という。）を提案した。2002年の第57回総会では、2005年からの10年間を「ESDの10年」とすることが決議されるとともに、ユネスコが主導機関として指名されている。）が提唱されており、2005年から2014年までの10年間は、「国連持続発展教育の10年」と位置付けられている。地球的規模での持続可能な社会の構築は、我が国の教育の在り方にとっても重要な理念の一つである。これらの理念はいずれも教育基本法の理念と軌を一にするものであり、こうした観点も踏まえながら、個人の発達段階やそのとき置かれている状況等を踏まえつつ、だれもが若年期から高齢期まで生涯を通じて質の高い教育や学習に取り組み、その成果を生かすことのできる社会の実現を目指す必要がある。

私は、高等学校で約20年間教鞭をとった後、環境行政と教育行政の業務に携わりました。その中で、この「持続可能性」という言葉が教育と環境をつなぐキーワードであり、現代社会が抱える諸課題を学ぶ上で大変重要な理念であることを感じてきました。

学校の中で総合的な学習の時間のカリキュラムを構成、展開している時、環境行政の中で県の環境教育の基本方針の策定に関わっていた時、教育行政の中でISO14001の業務を推進していた時など、常に、この言葉の意味するものが自らの実践や業務の中にありました。

そうした思いもあり、2005年当時、2005年から10年間の国連キャンペーン、「国連・持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」のキャッチコピーが外務省・環境省・文部科学省から募集されていた時に、

「この地球（ほし）を
未来へつなぐ学びの一〇年」

というキャッチコピーを作成、応募し、約180作品の中から選定していただきました。学校現場と環境行政、教育行政を経験したものとして、学校の先生方や児童・生徒にわかりやすくこの新しい理念を伝えるにはこのコピーしかないと考え応募しました。環境省の作成したESDの啓発パンフレットにも掲載されましたが、残念ながらコピーそのものは学校などではあまり展開されませんでした。しかし、今回の新指導要領に明記されたことで、また、この理念が注目され、このコピーが再び、学校の中に浸透していけばよいと考えています。

II 新しい学びの中での位置

1 新指導要領の中の「持続可能性」

● 指導要領の中の「持続可能性」の言葉

今回の新指導要領の中には、具体的にどのような文脈でこの「持続可能性」という言葉が反映されているのかを見ていきましょう。

【小学校】【中学校】

小学校学習指導要領解説では「総則」「社会」「理科」「生活」「家庭」「外国語」「道徳」「総合的な学習の時間」中学校学習指導要領では、「総則」「社会」「理科」「技術・家庭」「道徳」「総合的な学習の時間」の中で触れられています。（「ESD教材ガイド」より一部引用）

また、中学校では社会科の公民的分野の内容（4）私たちと国際社会の諸課題の中の、「よりよい社会を目指して」の中で、「持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、自分の考えをまとめさせる。」とあります。

小中学校の指導要領の解説は、以下の通りです。

小学校

■「総則」—「道徳教育の目標」より

・道徳教育の目標として盛り込まれている環境の保全等の理念は、地球的規模で考え、様々な課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組み、社会の持続可能な発展の担い手として個人を育成することにつながるものであり・・・

■「社会」—「社会科改訂の趣旨」より

・持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。

■「理科」—「理科改訂の趣旨」より

・持続可能な社会の構築が求められている状況に鑑み、理科についても、環境教育の充実を図る方向で改善する。

■「生活」—内容構成の具体的な視点より

・生産と消費については、持続可能な社会が求められる中、自らが必要な物を作るとともに、それを繰り返し使ったり、活用したりすることができるようにする必要があるのである。

■「家庭」—「家庭科改訂の要点」より

・持続可能な社会の構築など社会の変化に対応して、主体的に生きる消費者としての態度を育成する視点から、内容「D身近な消費生活と環境」を設定した。

■「家庭」—「家庭科の内容構成」より

・少子高齢化や食育の推進、持続可能な社会の構築など、社会の変化に対応する視点からの内容の再構成

■「外国語」—コミュニケーションに関する事項より

・社会や経済のグローバル化が急速に進展し、異なる文化の共存や持続可能な発展に向けた国際協力が求められている。

■「道徳」—「道徳教育の基本的な在り方」

・我が国の社会を公正で活力あるものとして持続的に発展させるためには、人々の意識や社会のシステムにおいて、社会・経済的な持続可能性とともに、人とし

て他と調和して共に生きることの喜びや、そのために必要とされる倫理なども含めた価値を重視していく

■「総合的な学習の時間」

— 指導計画の作成に当たっての配慮事項

・例示した課題の特質と学習活動について国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題とは、社会の変化に伴って切実に意識されるようになってきた現代社会の諸課題のことである。そのいずれもが、持続可能な社会の実現にかかわる課題であり、現代社会に生きるすべての人が、これらの課題を自分のこととして考え、よりよい解決に向けて行動することが望まれている。

中学校

■「総則」— 教育課程実施上の配慮事項

・「言語活動の充実」の中で、持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、自分の考えをまとめさせる」

■「社会」— 社会科改訂の趣旨

「改善の基本方針」
・持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。

「改善の具体的事項」

・公民科分野については、・・・持続可能な社会という観点から環境問題や少子高齢化社会における社会保障と財政の問題などについて考えさせる学習を重視

・社会科のまとめとして、持続可能な社会を形成するという観点から、社会的な課題を探究し自分の考えをまとめる学習を行う

「公民科分野（内容）中項目よりよい社会を目指して」の解説から

・社会科のまとめとして位置づけられたこの中項目は、私たちがよりよい社会を築いていくためにはどうしたらよいかについて、持続可能な社会を形成するという観点から、課題を設けて探究し、自分の考えをまとめさせ、これから社会参画をしていくための手掛かりを得ることを主なねらいとしている。この観点が今回の改訂において盛り込まれたのは、国際連合の決議にも示されているように、社会の持続可能な発展のためには教育の果たす役割が重要であるからである。

指導に当たっては、公民科分野で学習してきた成果の活用に加えて、「地理的分野、歴史的分野の学習の成果を活用するとともに、これらの分野で育成された能力や態度が、更に高まり発展するようにすることに留意する・・・

・「持続可能な社会を形成する」については、ここでは将来の世代のニーズを満たすようにしながら、現代の世代のニーズを満たすような社会の形成を意味している。その際、世代間の公平、地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困削減、環境の保全と回復、天然資源の保全、公正で平和な社会などが持続可能性の基礎となるものであり、環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくことが必要であることを理解させる。

■「理科」— 理科の改善の具体的事項

・持続可能な社会の構築が求められている状況に鑑み、環境教育の充実を図る方向で内容を見直す。

「理科の目標及び内容」（科学技術と人間）

・自然環境の保全と科学技術の利用の存在の在り方について科学的に考えさせ、持続可能な社会をつくっていくことが重要であることを認識させる。

「理科の目標及び内容」（自然と人間）

・自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について

科学的に考えさせ、持続可能な社会をつくっていくことが重要

■「技術・家庭」— 技術・家庭科の改訂の趣旨

・持続可能な社会の構築や勤労観・職業観の育成を目指し、技術と社会・環境とのかかわり、エネルギー、生物に関する内容の改善・充実を図る。

・「家庭分野」・・・少子高齢化や食育の推進、持続可能な社会の構築など、社会の変化に対応する視点から改善を図った。

・「技術分野」・・・新素材や新エネルギーなどの先端技術のほか、持続可能な社会の構築の観点から計画的な森林資源の育成と利用等の技術の必要性に気付かせるなど、省資源に貢献している技術に関心をもたせることも考えられる。

・持続可能な社会の構築のために材料と加工に関する技術が果たしている役割について理解させることが考えられる。

・持続可能な社会の構築のために生物育成に関する技術が果たしている役割について理解させることが考えられる。

■「道徳」— 道徳教育の基本的な在り方

・我が国の社会を公正で活力あるものとして持続的に発展させるためには、人々の意識や社会のシステムにおいて、社会・経済的な持続可能性とともに、人として他と調和して共に生きることの喜びや、そのために必要とされる倫理なども含めた価値を重視していく

■「総合的な学習の時間」

・例示した課題の特質と学習活動について国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題とは、社会の変化に伴って切実に意識されるようになってきた現代社会の諸課題のことである。そのいずれもが、持続可能な社会の実現にかかわる課題であり、現代社会に生きるすべての人が、これらの課題を自分のこととして考え、よりよい解決に向けて行動することが望まれている。

・各学校において定める目標の設定

例えば「地域に対する誇りと愛着を高め」「持続可能な社会づくりへの意識をもち」「自他の思いや願いを尊重し」など、各学校において大切にしたいことで、この時間の趣旨や教育課程上の位置付けに照らしても妥当な要素をその付加することなどが考えられる。

まとめ（小中学校）

このように、中学校社会科で、より詳細な方向性が示されています。特に公民科分野の学習の中での最後の中項目「私たちと国際社会の諸課題」の「よりよい社会を目指して」では、その課題探求の観点として「持続可能性」が明記されています。しかも、その学習は地理的分野で学んだ事柄と歴史的分野で学んだ事柄の成果を活用することが必要とされているところが重要です。

また、特徴的なことは、小中学校の総合的な学習の時間でこれまで課題例として明記されていた、「国際理解、情報、環境、福祉・健康」などの横断的・総合的な課題について、これが「社会の変化に伴って切実に意識されるようになってきた現代社会の諸課題」であり、「そのいずれもが、持続可能な社会の実現にかかわる課題であり、現代社会に生きるすべての人が、これらの課題を自分のこととして考え、よりよい解決に向けて行動することが望まれている。」と明記しているところだ。

次に、高校の指導要領を詳しく見ていきます。今回の高校新学習指導要領では、次の箇所において「持続可能性」の言葉が出てきます。

【高等学校】

地理歴史科では、世界史A持続可能な社会への展望では、世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について展望させることを目指して、現代世界の特質や課題に関する適切な主題を設定させ、歴史的観点から資料を活用して探究し、その成果を論述したり討論したりするなどの活動を行うことが明記されています。世界史Bでも、「持続可能な社会の実現について展望させること」や地理Aで「持続可能な社会の実現を目指した各国の取組や国際協力が必要であること」などの表現があります。公民科、現代社会では、「持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究する活動」、政治・経済では、「政治や経済などに関する基本的な理解を踏まえ、持続可能な社会の形成が求められる現代社会の諸課題を探究する活動を通して望ましい解決の在り方について考察を深めさせる。」などとなっています。

また、理科でも、各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いの中で、「環境問題や科学技術の進歩と人間生活にかかわる内容等については、持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら、科学的な見地から取り扱うこと。」として、理科の科目全体を通じての重要な視点として明記しています。

さらに、家庭 家庭総合では、(4)「生活の科学と環境」の中で、生涯を見通したライフステージごとの衣食住の生活を科学的に理解させ、先人の知恵や文化に関心をもたせるとともに、持続可能な社会を目指して資源や環境に配慮し、適切な意思決定に基づいた消費生活を主体的に営むことができるようにする。エ 持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立「持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立」の表現や生活デザインでも、消費や環境に配慮したライフスタイルの確立、ライフスタイルと環境の中で、「生活と環境とのかかわりについて理解させ、持続可能な社会を目指したライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。」としています。

その他、農業 森林経営において、「我が国の森林の持続的経営に関して、植林、間伐、伐採、再造林などの具体的な内容を扱うこと。」と言った表現があります。

このように、学習指導要領の中で、随所に「持続可能性」という言葉が明記されて、この言葉が教育活動を行う上での重要な概念となっていることが伺えます。

学習指導要領の中の「持続可能性」(高校)

■地理歴史 世界史A 内容 (3)

地球社会と日本

オ 持続可能な社会への展望

現代世界の特質や課題に関する適切な主題を設定させ、歴史的観点から資料を活用して探究し、その成果を論述したり討論したりするなどの活動を通して、世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について展望させる。

■地理歴史 世界史B 内容 (5)

地球世界の到来

オ 資料を活用して探究する地球世界の課題

地球世界の課題に関する適切な主題を設定させ、歴史的観点から資料を活用して探究し、その成果を論述したり討論したりするなどの活動を通して、資料を活用し表現する技能を習得させるとともに、これからの世界と日本の在り方や世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について展望させる。

■地理歴史 地理A 内容 (1)

現代世界の特色と諸課題の地理的考察

ウ 地球的課題の地理的考察

環境、資源・エネルギー、人口、食料及び居住・都市問題を地球的及び地域的視野からとらえ、地球的課題は地域を越えた課題であるとともに地域によって現れ方が異なっていることを理解させ、それらの課題の解決には持続可能な社会の実現を目指した各国の取組や国際協力が必要であることについて考察させる。

■公民 現代社会 内容 (3)

共に生きる社会を目指して

(3) 共に生きる社会を目指して

持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究する活動を通して、現代社会に対する理解を深めさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方について考察を深めさせる。

■公民 政治・経済 内容 (3)

現代社会の諸課題

(3) 現代社会の諸課題

政治や経済などに関する基本的な理解を踏まえ、持続可能な社会の形成が求められる現代社会の諸課題を探究する活動を通して、望ましい解決の在り方について考察を深めさせる。

■理科第3款

各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図ること。また、環境問題や科学技術の進歩と人間生活にかかわる内容等については、持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら、科学的な見地から取り扱うこと。

■家庭 家庭総合 内容 (2)

(4) 生活の科学と環境

生涯を見通したライフステージごとの衣食住の生活を科学的に理解させ、先人の知恵や文化に関心をもたせるとともに、持続可能な社会を目指して資源や環境に配慮し、適切な意思決定に基づいた消費生活を主体的に営むことができるようにする。

エ 持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立。

■家庭 生活デザイン 内容 (2)

消費や環境に配慮したライフスタイルの確立

イ ライフスタイルと環境

生活と環境とのかかわりについて理解させ、持続可能な社会を目指したライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

■農業 森林経営 内容の取扱い

エ 内容の(4)については、我が国の森林の持続的経営に関して、植林、間伐、伐採、再造林などの具体的な内容を扱うこと。

参考

中学校 社会 公民的分野 (3)

私たちと国際社会の諸課題

イ よりよい社会を目指して

持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、自分の考えをまとめさせる。

まとめ(高等学校)

いかがでしょうか。このように、新指導要領の中に繰り返し「持続可能性」という言葉が登場し、新しい教育のキーワードとなっていることがわかります。小中高すべての教育の新たな方向性の中に、「持続可能性」の言葉が明記されました。社会の中では、ここ数年、様々な場面で使われ、その本来の趣旨と多少異なる

使われ方をされた場面もありましたが、定着してきたこの言葉が、新しい教育の方向性を示す言葉として、大きな存在感を持っていることを知らなくてはなりません。

次に、この持続可能性の教育の具体的な展開方法を高等学校の「公民科」の内容を細かく見ていくことで、小中高を通じて身につけていくこの概念の目指すものを探っていきます。

2 高等学校「公民科」の中での明示

このように、今回の指導要領に明記されるべく、2007年11月に公表された「中央教育審議会教育課程部会における審議のまとめ」の中でも、「持続可能な発展、持続可能な社会」の言葉が繰り返し明記されました。

今回の改訂では、それらを受けて、この言葉が明記されましたが、その背景には、先に述べた、2005年から2015年までの「国連持続可能な開発のための教育の10年」があります。平成18年にそのための国内行動計画が策定されていますが、今回の新指導要領の公民科の解説の末尾には、この国内行動計画の資料が引用されています。

特に、今回の学習指導要領の公民科「現代社会」の大項目において、

「持続可能な社会を構築するという観点から課題を探究する」

という「持続可能性」の内容がはっきりと明記されました。この大項目では、具体的な内容の例示は何もなく、学校や地域、生徒の実態に応じて、それぞれの学校が課題を見つけることとなります。

公教育の中に持続可能な社会の構築という概念が明確に言葉として位置づけられたということになります。

新指導要領に明記されているいわゆる「知識基盤社会」の中で、必要な知識の習得、そしてPISA型学力で求められるその知識の活用、さらにより深い探究活動へと学習を深化させていくことが求められていますが、その「探究活動を行っていく上での重要な観点の一つ」として、今回、この「持続可能性」という言葉がキーワードとして大きくクローズアップされたわけです。その中核的な指導場面に「公民科」があるということです。

3 公民科の中での展開方法

●探求活動における課題設定方法と探究の手順

では、ここでは、新指導要領公民科(内容の取扱い)とその「解説」を通じて、具体的な進め方を詳しく見ていきましょう。

● 公民科新指導要領「解説」から引用

【現代社会】

大項目3「共に生きる社会を目指して」の解説 内容の取扱い

「持続可能な社会の形成に参画」については、今回の改訂において、課題探求の観点として取り入れられたものである。これは、国際連合の決議にも示されているように、社会の持続可能な発展のためには教育の果たす役割が大きいという指摘を踏まえて、新たに取り入れられたことに留意する必要がある。またこうした社会の形成に参画するためには、諸課題の考察を通して持続可能な社会の形成に参画する態度や意欲を育むことが大切である。」としています。

ここで例示されている「国際連合の決議」が先の持続可能な開発のための教育に係る決議です。国連決議を踏まえて、持続可能な社会の構築のために教育が果たす役割の重要性により、この概念が新たに導入されたことを明記しています。

それを踏まえて、生徒が持続可能な社会の形成に参画する態度や意欲を育むことが、教育の目的として、明確に示されています。

さらに、そのための課題の設定の仕方として、次のように示しています。

(3) 共に生きる社会を目指して

持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究する活動を通して、現代社会に対する理解を深めさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方について考察を深めさせる。

(内容の取扱い) では次のように整理しています。

ウ内容の(3)については、

- ① この科目のまとめとして位置付け、内容の(1)及び(2)で学習した成果を活用させること。
- ② 地域や学校、生徒の実態等に応じて課題を設定すること

このように、これまで習得した知識の活用の視点、グローバルな課題だけではなく、地域や学校、生徒の実態に応じた課題設定を求めています。

さらに、次のように、課題設定の内容として、3つの関係から選択させることを示しています。それぞれを図式化し、指導要領には明示されていない、課題の具体例を例示すると次のようなものが考えられます。

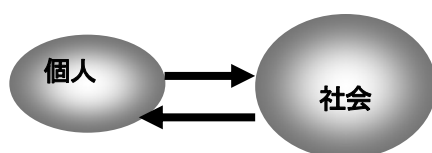
○課題設定における重要な3つの関係

- ③ **個人と社会の関係、社会と社会の関係、現役世代と将来世代の関係**のいずれかに着目させること。

この大項目は、内容の(1)及び(2)の学習の成果を踏まえ、持続可能な社会の形成に参画するという観点から、現代社会における課題について探究し、現代社会に対する理解を深めさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方を考察させることを主眼としている。指導に当たっては、「この科目のまとめとして位置付け、内容の(1)及び(2)で学習した成果を活用させること」(内容の取扱い)が求められる。

課題を探究させるに当たっては、特定の個人・社会・世代にかかわる視点だけではなく、現代社会に生きる人間として課題を探究するよう指導することが求められる。その際、現代社会においては、自己の生き方を他者や社会とのかかわりにおいて考える、つまり「共に生きる」ということや、「幸福、正義、公正」などに基づいて考察させることが大切である。

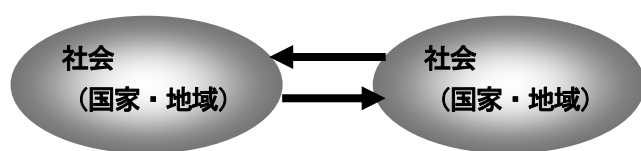
- ① **「個人と社会の関係…に着目させる」**(内容の取扱い)については、個人が自己の能力を発揮し、自己の幸福を追求することを通して、社会の構成員として様々な社会的な役割を果たしていくことが社会の維持、発展につながることを理解させるとともに、自らが社会とどのようにかかわるのか、社会の維持、発展のために課題を克服するにはどのような考え方が必要なのかについて考察させる。



※想定される課題の例

- ・雇用、就職、労働問題
- ・社会貢献、ボランティア
- ・NPOへの参画
- ・結婚、子育て、男女共同参画
- ・生涯学習
- ・消費者教育
- ・裁判員制度 等々

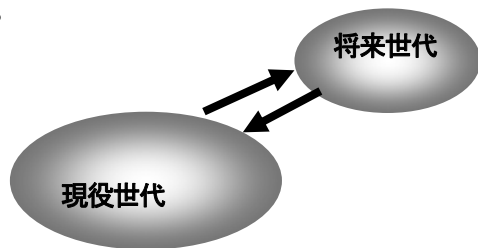
- ② **「社会と社会の関係…に着目させる」**(内容の取扱い)については、社会間(国家間、地域間)に存在する様々な問題や矛盾を解決することがそれぞれの社会を維持、発展させることになることを理解させるとともに、どのように利害の調整を行えば対立する社会を含むすべての社会にとって望ましい解決になるのか考察させる。



※想定される課題の例

- ・先進国と発展途上国
- ・過疎、都市、地域社会問題
- ・フェアトレード、貿易問題
- ・資源、食糧、農業、環境問題
- ・外交、領土問題
- ・国際協力、ODA
- ・民族、人種問題、紛争、国際平和
- ・多文化共生 等々

- ③ **「現役世代と将来世代の関係…に着目させる」**(内容の取扱い)については、現役世代が物的な豊かさを求めることが、将来世代に過度な負荷を与えることにつながりかねないことを理解させるとともに、現役世代の幸福と、将来世代の幸福の調和をどのような考え方のもとで、どのように図っていくべきかということ考察させる。



※想定される課題の例

- ・開発、経済
- ・資源の枯渇
- ・子育て、少子高齢化問題
- ・年金、介護、医療、社会保障
- ・自然環境の保全 等々

○課題探求の手順

また、課題探求の手順として次の記述があります。

なお、課題を探究する学習については、一定の方法があるわけではないが、一般に、①課題の設定、②資料の収集と活用、③課題の探究、④まとめといった手

順が考えられる。それぞれについての配慮事項としては、次のことが挙げられる。

- ① 課題の設定については、各地域や学校、生徒の実態に応じて進め、生徒が持続可能な社会の形成にどのように参画するかについて考えることができる課題を設けることが必要である。

このように、「現代社会」では、「持続可能性」について、それに関する「課題」の設定に重きが置かれています。

それに対して、「政治・経済」では、いくつかの課題がすでに明示され、その「解決」を探るところに力点が置かれています。

【政治・経済】

大項目(3) 現代社会の諸課題 の解説

「持続可能な社会の形成」については、今回の改訂において、課題探求の観点として取り入れられたものである。これは、国際連合の決議にも示されているように、社会の持続可能な発展のためには教育の果たす役割が大きいからである。

(3) 現代社会の諸課題

政治や経済などに関する基本的な理解を踏まえ、持続可能な社会の形成が求められる現代社会の諸課題を探究する活動を通して、望ましい解決の在り方について考察を深めさせる。

(内容の取扱い)

ウ内容の(3)については、次の事項に留意すること。(ア)内容の(3)については、この科目のまとめとして位置付け、内容の(1)及び(2)で学習した成果を生かし、地域や学校、生徒の実態等に応じて、ア及びイのそれぞれにおいて課題を選択させること。その際、政治や経済の基本的な概念や理論の理解の上で、事実に基づいて多様な角度から探究し、理論と現実との相互関連を理解させること。

この大項目は、「ア現代日本の政治や経済の諸課題」と「イ国際社会の政治や経済の諸課題」の二つの中項目から構成されている。ここでは、持続可能な社会の形成が求められる現代における日本や国際社会の政治や経済の諸課題について多面的・多角的に探究させ、望ましい解決の在り方について考察を深めさせることを主眼としている。

「持続可能な社会の形成」については、今回の改訂において、課題探究の観点として取り入れられたものである。これは、国際連合の決議にも示されているように、社会の持続可能な発展のためには教育の果たす役割が大きいからである。

指導に当たっては、大項目(3)が「この科目のまとめ」(内容の取扱い)として位置付けられることに留意する必要がある。一般に、現実社会の諸課題は、政治と経済が互いに深くかかわり合うとともに、国内と国際が結び付いたものが多い。したがって、「政治・経済」においては、大項目(1)及び(2)で、まず政治と経済の基本的な概念や理論を別個に学ばせ、政治や経済についての基本的な見方や考え方を身に付けさせ、この大項目(3)では、それぞれで「学習した成果を生かし」(内容の取扱い)、現実社会の諸課題について政治と経済を、国内と国際を関連させながら広い視野に立って探究させようとしているのである。また、ここで示された課題を探究するに当たっては、諸課題を網羅的に取り上げることは避け、「地域や学校、生徒の実態等に応じて、ア及びイのそれぞれにおいて課題を選択させる」(内容の取扱い)必要がある。

ア 現代日本の政治や経済の諸課題

少子高齢化社会と社会保障、地域社会の変貌と住民生活、雇用と労働を巡る問題、産業構造の変化と中小企業、農業と食糧問題などについて、政治と経済とを関連させて探究させる。

ここでは、現代日本の政治や経済の諸問題として、

「少子高齢化社会と社会保障」
「地域社会の変貌と住民生活」
「雇用と労働を巡る問題」
「産業構造の変化と中小企業」
「農業と食料問題」

などから幾つかを選択して取り上げ、それらの課題について、政治と経済との関連に留意しながら多面的・多角的に探究させ、持続可能な社会の形成という視点から望ましい解決の在り方について考察を深められることを主なねらいとしている。

イ 国際社会の政治や経済の諸課題

地球環境と資源・エネルギー問題、国際経済格差の是正と国際協力、人種・民族問題と地域紛争、国際社会における日本の立場と役割などについて、政治と経済とを関連させて探究させる。

ここでは、国際社会の政治や経済の諸課題として、

「地球環境と資源・エネルギー問題」
「国際経済格差の是正と国際協力」
「人種・民族問題と地域紛争」
「国際社会における日本の立場と役割」

などから幾つかを選択して取り上げ、それらの課題について、政治と経済との関連に留意しながら多面的・多角的に考察させ、持続可能な社会の形成という視点から望ましい解決の在り方について探究させることを主なねらいとしている。

まとめ 高等学校公民科

このように、政治・経済では、現代社会が課題の「設定」にポイントがおかれているのと異なり、国内・国際それぞれいくつかの課題が明示されており、それらの課題について、「政治と経済の関連に留意しながら、多面的・多角的に考察させ、持続可能な社会の形成という視点から望ましい解決の在り方について探究させることを主なねらいとしている」と課題の「解決」の探究を求めています。

現代社会では、課題の例についての記述は全くなく、先に記述した例はあくまでも一例であり、国際社会に通じるようなグローバルなものだけではなく、それぞれの地域、それぞれの学校、生徒の状況に応じたオリジナルな課題設定も考えられます。むしろ、どの学校に共通するような一般的な課題の設定だけではなく、足もとの地域にある課題が、どのように日本全体、あるいは国際社会の中で関連付けられているのかといった課題相互の関連性を踏まえて「持続可能性」を学ぶことに大きな意義があり、この科目の醍醐味ではないかと考えます。

何も例が示されていないということがありますが、今回の新指導要領のねらう、習得・活用・探究の効果的な展開の上でも、現代社会でどのような課題を設定できるかが、新指導要領の趣旨を生かす上で極めて重要な事柄です。

●ESD＝「持続発展教育」について

ESDについて確認しておきます。ESDについてはこれまで、「持続可能な開発のための教育」と訳されていましたが、日本ユネスコ国内委員会では、国内への普及促進を目指して、より簡単に、「持続発展教育」という名前を使っています。

新指導要領で明示されている「持続可能性」に係る教育の中身は、このESD＝持続発展教育がその中核的なものと考えられますが、それが「すべて」ということではありません。しかし、持続可能な社会を構築するための教育を行うときに、このESDの視点や学び方を取り入れていくことは有効だと思います。

これまで、いくつかの先進的なESDの先行取組が一部の学校、地域で展開されてきましたが、今後は、学習指導要領の中に、その理念が盛り込まれ、取り出しの特別な時間としてではなく、教科の中に位置づけられたことに大きな意味があります。従って、文部科学省のホームページにも例示されている、ESDの先行事例なども参考にしながら、持続可能性のための教育の構築が求められます。

参考に、この「持続発展教育」の目標や育みたい力等をホームページから引用します。

【目標】

- ・持続可能な発展のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること
- ・すべての人が質の高い教育の恩恵を享受すること
- ・環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと

【基本的な考え方】

- ・ESDは、持続可能な社会づくりのための担い手づくりです。ESDの実施には、特に次の2つの観点が必要です
- 人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと
- 他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと
- ・環境教育、国際理解教育、基礎教育、人権教育等の持続可能な発展に関わる諸問題に対応する個別分野の取組のみではなく、様々な分野を多様な方法を用いてつなげ、総合的に取り組むことが重要です

【育みたい力】

- ・体系的な思考力（問題や現象の背景の理解、多面的・総合的なものの見方）
- ・持続可能な発展に関する価値観（人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重等）を見出す力
- ・代替案の思考力（批判力）
- ・情報収集・分析能力
- ・コミュニケーション能力

【学び方・教え方】

- ・「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れの中に位置付けること
- ・単に知識・技能の習得や活用にとどまらず、体験、体感を重視して、探求や実践を重視する参加型アプローチとすること
- ・活動の場で学習者の自発的な行動を上手に引き出すこと

【わが国が優先的に取り組むべき課題】

- ・わが国の国内実施計画では、「わが国のESDについて、環境保全を中心とした課題を入り口として、環境、経済、社会の統合的な発展について取り組みつつ、開発途上国を含む世界規模の持続可能な発展につながる諸課題を視野に入れた取組を進めていく」とされています（文部科学省HPより）

以上が、持続可能性の教育の基盤にあるESDの考え方です。

Ⅲ 具体的な展開像

「持続可能性」の教育の可能性

● 学び方の手法や評価

「気づきから行動へ」

これは、これまで、環境教育や人権教育の中でよく使われてきた言葉です。知識を頭の中だけで学ぶのではなく、学んだ知識や技能を実際の生活の中で行動に移し、生かしていくことの重要性を示す言葉です。

例えば環境教育も、以前は頭の中ではわかっているけれども実際の行動が伴わない、難しいということが指摘された時代がありました。そのためには、環境問題の重要性を知識として学ぶのではなく、参加体験型の学習を通じて学ぶことが、気づきを行動に移す上では効果的です。もちろん、ネイチャーゲームやプロジェクトワイルドなどの環境教育プログラムや自然体験、インターンシップなどの勤労体験の有効性は言うまでもありませんが、「持続可能性」の教育のような問題解決型、課題探究型の学習においては、完全な体験ではなく、座学と体験の中間的な存在、参加型の手法も有効です。

従って、学びの形態も教室での講義型だけでなく、ブレインストーミングやバズセッション、KJ法などの手法も有効であり、プレゼンテーション等を活用した児童・生徒の主体的な学習参加も重要です。

また、評価についても、指導と評価の一体型の形成的な評価の活用、学習歴を保存するポートフォリオ評価などもこの学びには効果的です。総合的な学習の時間や特別活動との連携を図りながら、教科の中でもこうした手法を工夫していくことも有効です。

●既存の活動や学習の再構築

持続可能性のための教育の構築の上でさらに重要なことは、それぞれの地域や学校の中で何年も繰り返されているような伝統的、特徴的な学習、テーマ等、それらの学習や既にあるものを「持続可能性」の観点から「再構築」するという視点です。

新しい概念が提示されると、何かまったく真新しい何かを企画しなくてはならないという思いや負担感を学校は抱きがちですが、その学校や地域で伝統的に営まれている活動や学習の中から「持続可能性」のための教育のヒントを得ることができそうです。

これらは、地域の中で永年続けられ、まさに持続的、継続的に行われている学びにほかなりません。こうした学びの中にこそ、持続可能性のための教育の重要なエッセンスが凝縮されているともいえます。ですから、持続可能な社会を構築するという観点から課題を設定する時に、「新しいテーマを血眼になって探す」ということではなく、「身近にある教材や伝統的な活動をその観点から再構築する」ことによって、その趣旨に合う学習活動が展開される可能性があるのです。

●「地域」の視点の重要性と可能性

環境教育の中で使い込まれた言葉ですが、

「Think globally act locally」

地球的視野で考え、身近なところから取り組む

という言葉があります。地球環境を考えると、そこで得た「気づき」を「行動」につなげていくときに、身近な足元、地域の改善から見つめていくという姿勢です。「持続可能性」の課題を設定するときには、こ

のような考え方が何よりも重要です。

特に、公民科ではこの観点から自ら課題を設定することになりますが、もちろん、学校や地域のおかれた実情に応じた課題を設定することとなり、ある地域では過疎の問題でその課題を追求することになれば、別の町では人口の集中の問題で・・・と地域の実情によってそのテーマが大きく異なることが考えられます。しかし、その地域や国、世界全体が持続可能なものとなっていくためにはどうしたらよいかという観点からその問題を捉え深めていくということは共通しているわけです。

そして、ここでの「持続可能性」の具体的な中身は環境問題や人権問題だけではなく、例えば、過疎地域の問題を考える場合にはその医療体制のこととか、雇用の問題についても対象となりますし、その地域特有のその地域だけで課題となっているような身近な問題を設定して、身につけた知識を活用して、探究活動を展開していくことも可能です。「持続可能性」を考えることは自分のいる地域の問題を考えることにつながります。

ESDの10年の関係省庁連絡会議がまとめた、「国連持続可能な開発のための教育の10年、開始から2009年までの取組状況」のレポート、いわゆる「UNESDジャパンレポート」というものがあります。

その中で、日本のESDの効果として、「学校教育におけるESDは「生きる力」育成につながっています。」また、「地域に根ざしたESDは、地域づくり、地域再生の有力なツールであり、地域のよさの発見や地域への愛着や誇りを育み、地域社会の一員としての自覚を高めるものです。」と記述されています。

つまり「持続可能性」の教育は、「生きる力と地域の再生」に寄与するものと整理されています。

おわりに

「成長」の時代は完全に終焉し、今、あるものをいかに継続、持続させていくことができるかということが世の中の重要なテーマ、分野を越えた共通課題となってきたことがこの「持続可能性」の言葉を登場させ、それは新しい時代の教育の世界でも重要なキーワードとなりました。一部の先進的な学校や地域の取組から、新指導要領に明示されたことで、より多くの学校の日常的な教科教育の営みの中に位置づけられたことに大きな意味があります。

地域社会においても、地域の疲弊の原因として、人材の流出とそのアンバランスが指摘されてきました。自らの地域を自らがマネジメントしていく力が、今後、いっそう求められていきます。そのような中、地域の持続可能性につながる学びの構築はすべての地域の「教育に与えられた新たな使命」であると感じます。

そして、そのための大きなヒントがこの「持続可能性」の教育の中にあると私は思います。

(三重県立木本高等学校教頭 坂田広峰)

引用文献

教育振興基本計画

小学校学習指導要領解説（平成二十年八月）

中学校学習指導要領解説（平成二十年九月）

高等学校学習指導要領（平成二十一年三月告示）

ESD教材ガイド

（財団法人ユネスコ・アジア文化センター）

UNESDジャパンレポート

（ESDの10年の関係省庁連絡会議）